

エルマーズフットボールクラブ会則

(名称)

第1条 本会は、エルマーズフットボールクラブ（略称エルマーズ FC）と称する。

(目的)

第2条 本会は、少年サッカー競技の正しい普及を図り、サッカー精神を昂揚することにより、人格の形成に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 代表、顧問及び監督
- (2) コーチ及びアドバイザー・スタッフ
- (3) 会員及び会員の保護者

(入会)

第4条 本会の入会募集は、原則として年1回4月に行い、入会申し込みの受付は随時行うものとする。

- 2 本会に入会しようとする者は、入会申込書及び誓約書に必要事項を記入のうえ、会長に提出するものとする。
- 3 入会の申し込みがあった場合、会長は役員会の議を経て、承認の可否を決定しなければならない。
この場合、会長はその結果を速やかに入会しようとする者に通知しなければならない。

(脱会)

第5条 本会を脱会しようとする者は、脱会届を会長に提出しなければならない。

- 2 脱会届の提出があった場合、会長は役員会の議を経て、承認の可否を決定しなければならない。この場合、会長はその結果を速やかに脱会しようとする者に通知しなければならない。
- 3 長期にわたり会費が納入されない会員は、脱会したものとみなす。ただし、役員会で承認した場合は、この限りではない。

(休会)

- 第6条 本会を休会しようとする者は、休会届を会長に提出しなければならない。
- 2 休会届の提出があった場合、会長は役員会の議を経て、承認の可否を決定しなければならない。この場合、会長はその結果を速やかに休会しようとする者に通知しなければならない。

(運営)

- 第7条 本会は、第2条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。
- (1) 競技会の主催、参加、見学、その他
 - (2) サッカー技術の講習会及び練習等
 - (3) 体力増強のためのトレーニング等
 - (4) 上部団体への加盟及び参加等
 - (5) 親睦のための各種行事の主催、参加及び見学等
 - (6) その他本会の目的を達成するための必要な事業等
- 2 前項に規定する事業の運営は、役員、コーチ及び会員の保護者が当たる。

(スポーツ保険)

- 第8条 本会に入会した者は、本会が指定した保険に加入しなければならない。会員は、入会時及び年度始めに当該保険料を納入するものとする。

(会費)

- 第9条 本会の会費は、次に掲げる月に納入するものとし、3年生以上は月額2000円、2年生以下は月額1500円とする。それぞれの納入月における納入額については、総会で決議するものとする。
- 4月、5月、6月、9月、11月及び1月
- 2 同一年度内において兄弟姉妹が2名以上入会している場合は、前項の規定にかかわらず当該年度について会費にかかる会費の年間額から、2人目については6000円、3人目以降については全額を免除する。
- 3 第6条第2項の規定に基づき休会が承認された会員の会費については第1項に規定される納入額の2分の1の額を納入するものとする。

(賠償の免責)

- 第10条 第7条各号に掲げる事業に参加中における災害又は参加のための往復の交通災

害について、本会はもとより役員、コーチ及び付き添いの保護者並びに帰属による公共団体その他の団体等は、賠償の責を一切負わないものとする。

(役員)

第11条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 会長(代表) | 1名 |
| (2) 副会長(監督) | 1名 |
| (3) 常任委員(コーチ) | 若干名 |
| (4) 学年委員 | 若干名 |
| (5) 会計監事 | 若干名 |

2 前項各号に定める役員のほか、必要に応じ他の役員を置くことができる。

(役員を選出)

第12条 会長、副会長、常任委員及び会計監事は、役員会において選出する。

2 常任委員は、指導を主として行う者がこれに当たる。

3 学年委員は、全体担当及び学年担当で構成し、総会において会員の保護者から選出する。

(役員任期)

第13条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

(役員会)

第14条 役員会は、会長が招集し、必要に応じその都度開催する。

(会計)

第15条 本会の会計は、会員の会費及び市の補助金等をもって当てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 会計担当は、学年委員から選出し、会費及び補助金等を管理し、その適正な運用に当たるものとする。

(総会)

第16条 総会は、役員及び会員の保護者によって構成し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 前年度の事業報告及び収支決算報告
 - (2) 新年度の事業計画及び収支予算
 - (3) 役員を選出、推薦、承認及び解任
 - (4) 本会会則の改廃
 - (5) 会員の指定ユニフォーム及び用具等の決定
 - (6) その他本会の運営に関する事項
- 2 総会は、年1回会長が招集する。ただし、必要があると認めるときは臨時に開催することができる。
 - 3 総会に議長を置き、会長又は会長の指名した者を充てる。

(議決)

- 第17条 総会は、構成員の過半数（委任状を含む）の出席がなければ開くことができない。
- 2 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

- 第18条 この会則に定めもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、総会の議を経て、会長が別に定める。

(所在地)

- 第19条 本会は、会計監事の自宅所在地に置く。

(設立年月日)

- 第20条 本会の設立年月日は、昭和52年4月1日とする。

附 則

- この会則は、平成19年4月1日から施行する。
- この会則は、平成21年4月1日一部改訂施行する。
- この会則は、平成27年4月1日一部改訂施行する。
- この会則は、平成29年4月1日一部改定施行する。